

慣行の取扱いの変更について

平成16年11月9日第4回合併協議会で決定した、合併協定項目16(C-5)「慣行の取扱い」の一部を下記のとおり変更することについて提案する。

提案理由:市章については、印鑑条例に基づく印鑑登録証、各種証明書、その他の印刷物、更には各種式典に掲げられる市旗等、広く活用されるため、新市発足までに選定し、新市において直ちに告示することが適切である。

平成17年6月2日

風連町・名寄市合併協議会
会長 島 多 慶 志

協 定 事 項	慣行の取扱い (1) <u>市章及び市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。</u> (2) 市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。 (3) 国内外との交流事業、新市においても継続し調整する。 (4) 名誉市・町民及び文化賞並びに功労賞については、新市においても継続する。 (5) 各種式典は新市において調整する。
提 案 事 項	慣行の取扱い (1) <u>市章は合併協議会において選定する。</u> (2) <u>市の木、花、鳥、技などは新市において調整する。</u> (3) 市民憲章及び各種宣言については、新市において調整する。 (4) 国内外との交流事業、新市においても継続し調整する。 (5) 名誉市・町民及び文化賞並びに功労賞については、新市においても継続する。 (6) 各種式典は新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

風連町・名寄市合併協議会

新「名寄市」市章（シンボルマーク）募集要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、風連町と名寄市が合併して平成18年3月27日に誕生する新「名寄市」の市章を制定するにあたり、両市町の歴史や文化、自然などを踏まえ新「名寄市」にふさわしいデザインを広く公募することを目的とする。

（募集する市章）

第2条 募集する市章は、次のとおりとする。

- (1) 新「名寄市」の将来像にふさわしい「市章デザイン」であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 応募用紙に、黒でデザインを表現すること。（シンボルマークの募集が目的）尚、グラデーション（徐々に色を変化させる）は不可とします。
- (4) 他市章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。

（募集方法）

第3条 募集方法は、公募とし、協議会だより、広報、新聞、ホームページ等で募集する。

（応募方法）

第4条 応募の条件、方法、期間については次のとおりとする。

- (1) 応募資格は問わない。また、同一人の応募は、3点以内とする。
- (2) 応募は、応募用紙を使用し、用紙1枚につき1作品とする。
- (3) 応募用紙に記載の個人情報については、個人情報保護法に基づき、目的以外の用途には使用しません。
- (4) 応募は、持参又は封書による郵送とする。（電子メール・ファックスによる応募も受付します。）
- (5) 応募先は、風連町・名寄市合併協議会事務局とする。

（応募期間）

第5条 応募期間は、平成17年7月 日から平成17年9月 日までとする。

（選定方法）

第6条 新「名寄市」市章は、名寄市市章候補選考委員会（以下「委員会」という。）において、応募された作品の中から候補5点を選考し、協議会において採用作品1点を選定する。

（採用作品の発表）

第7条 協議会だより、ホームページ、広報紙等で発表するとともに、入賞者には別途通知する。尚、発表の際には、受賞者の氏名及び市町村名を公表する。

（賞金）

第8条 応募された作品の中から、次の賞を決定し賞金を贈呈する。

- (1) 採用作品（1点） 最優秀賞（賞金30万）
- (2) 候補作品（4点） 優秀賞（賞品 各1万5千円相当の特産品）

（著作権等）

第9条 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。

- (1) 採用作品に関する全ての権利は、風連町・名寄市合併協議会及び「名寄市」に帰属する。

(2) 応募作品は返還しない。

(3) 採用作品を一部補作・修正して使用する場合がある。

(その他)

第 1 0 条 その他、「名寄市」の市章の選定に関し必要な事項は、委員会において定める。

新「名寄市」市章選考委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 新「名寄市」市章募集要項（以下「要項」という。）第6条の規定に基づき、新「名寄市」市章選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、募集要項第2条に掲げる「名寄市」市章デザインの中から、採用候補作品5点を選考する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各市町が推薦する者各3人（6人）
- (2) デザインの知識を有するもの1人（1人） 計 7 人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長 1人
 - (2) 副委員長 1人
- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決すところによる。

（報告）

第6条 委員長は、会議における審議の経過及び結果について、協議会に報告する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、風連町・名寄市合併協議会事務局において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が合併協議会事務局長と協議のうえ別に定める。

（解散）

第9条 委員会は、その目的を達成したときをもって解散する。

附則

この要綱は、平成17年8月 日から施行する。

新「名寄市」の市章(シンボルマーク)募集

新「名寄市」の市章を募集します。

風連町と名寄市が平成18年3月27日に合併し、新名寄市が誕生いたしますが、両市町の歴史や文化、自然などを踏まえ、新「名寄市」にふさわしい市章のデザインを広く公募します。

新「名寄市」の将来像

「自然の恵みが人と地域を育み

市民みんなが創る 心豊かな北の街」

最優秀賞 30万円(採用作品1点)

優秀賞 各1万5千円分の特産品

応募期間	平成17年7月 日()~平成17年9月 日()
募集する市章	新「名寄市」の将来像にふさわしい「市章デザイン」であること。 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。 応募用紙に、黒でデザインを表現すること。尚、グラデーション(徐々に色を変化させる)は不可とします。 他市章及び他商標等と類似しないものであること。 自作の未発表作品であること。
選考	応募された作品の中から、名寄市市章候補選考委員会が候補5点を選考し、その中から合併協議会において1点を選定します。
採用作品の発表	協議会日より、ホームページ、市・町広報紙などで氏名及び市町村名を発表し、入賞者には別途お知らせいたします。
応募方法	応募資格は問いません。お一人様の応募は、3点以内です。 応募は、応募用紙を使用し、用紙1枚につき1作品とします。用紙が足りない場合は、コピーしてお使い下さい。尚、ホームページからのダウンロードも可能です。 応募用紙に記載の個人情報については、個人情報保護法に基づき目的以外の用途には使用しません。 応募は、持参又は封書による郵便とする。(電子メール・ファックスによる応募も受付します。)
応募先	郵送の場合 下記の所在地に郵送して下さい。 〒096-0030 TEL 01654-9-4660 名寄市大通北1丁目1番地 名寄市民会館3F 風連町・名寄市合併協議会事務局 宛

持参の場合

風連町役場及び名寄市役所の窓口においてある応募箱へ入れるか、風連町・名寄市合併準備室へお持ち下さい。

電子メール・ファックスの場合

メールアドレス (ny-gappei@city.nayoro.lg.jp)

(風連町・名寄市合併協議会事務局 宛)

ファックス (01654-9-4665)

(風連町・名寄市合併協議会事務局 宛)

その他

採用作品に関する一切の権利は、風連町・名寄市合併協議会及び新名寄市に帰属します。

応募作品は返還しません。

採用作品の使用に当たっては、作品を補作・修正して使用する場合があります。

現在の町章・市章



風連町 町章

町章の由来(意味)

デザインは、漢字の「風」を4つ「連」ねて「風連」を表し、かつ全体で“米”を図案化して米どころ風連をイメージさせています。

また、外側の円は“和”を象徴し、中央の十字は鋤を表し勤労を意味しています



名寄市 市章

市章の由来(意味)

デザインは、名寄市の頭文字カタカナのナを四つ組み合わせて名寄を表し、市民の団結、和合、発展を表象したものであります。

「名寄市」市章デザイン応募用紙（案）

ふりがな お名前 性別・年齢				(男・女)	歳
ご住所	〒				
職業・学校名		電話番号	()		

デザイン（縦 15 cm × 横 15 cm）

【天】

【地】

デザインの趣旨（100字以内）
